株主各位

富山県高岡市二塚322番地の3 株式会社タカギセイコー 代表取締役社長 高木 章裕

第66回定時株主総会 その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)の 一部訂正について

当社、「第66回定時株主総会 その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」につきまして、一部訂正すべき事項がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

記

訂正箇所は下線で表示しています。

「第66回定時株主総会 その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」28ページ 個別注記表 2. 会計方針の変更に関する注記 (1)「法人税、住民税及び事業税等に関する会 計基準」等の適用

【訂正前】

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日。)第 65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、これによる計算書類への影響はありません。

【訂正後】

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに 定める経過的な取扱いに従っております。なお、これによる計算書類への影響はありません。

以上